日調連発第２３８号
平成２４年１１月１６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

暴力団排除条例と土地家屋調査士業務との関連について

暴力団排除条例につきましては、全都道府県において制定・施行がされているところであります。同条例には、「事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止」が定められており、一部の土地家屋調査士会から、同条例と土地家屋調査士業務との関連についての照会がありましたので、この度、同条例の概要と土地家屋調査士業務を行う上での留意すべき点について取りまとめ、別添の「暴力団排除条例と土地家屋調査士」を作成しました。

つきましては、貴会会員への指導に、本資料を、ご活用いただきますようお願いします。

別添

暴力団排除条例と土地家屋調査士

1　はじめに

2011 年 10 月 1 日に、東京都と沖縄県で暴力団との断絶を目的とした暴力団排除条例が施行され、全都道府県で同条例が施行されることになりました。

具体的な暴力団排除条例の内容については、各都道府県の条例を確認いただきたいと思いますが、おおむね同様の内容となっているようです。

例えば、東京都暴力団排除条例においては、事業者が暴力団関係者に利益を供与することを禁止しています（同条例第 24 条）。

また、同条例に違反すると、立入調査や勧告を受けることもあり（同条例第 26 条、第 27 条）、勧告を受けたにもかかわらず同様の利益を供与することをやめない場合は、名前を公表されることもあります（同条例第 29 条）。

なお、「利益供与」とは、金品その他財産上の利益を与えることをいい、例えば、事業者が商品を販売し、相手方がそれに見合った適正な料金を支払うような場合であっても該当するとされています（警視庁ホームページ　東京都暴力団排除条例Ｑ＆Ａ　Q11）。

土地家屋調査士も「事業者」であることから、暴力団関係者への利益供与禁止規定の対象となります。

暴力団排除条例の条文には、どこまでが利益供与に当たるかなどが具体的に示されておらず、今後、土地家屋調査士が同条例の対応に苦慮することも予想されます。

そこで、暴力団排除条例の概要と、土地家屋調査士がどのように対応するべきかについてまとめることにしました。

2　暴力団排除条例と事業者

暴力団を排除するために、暴力団排除条例が特に事業者に課している義務について、東京都暴力団排除条例を例に列記すると、次のとおりとなります。

(1) 暴力団員、暴力団関係者等に利益供与しない義務

東京都暴力団排除条例第 24 条第 3 項

> （事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等）
> 第２４条　事業者は、その行う事業に関し、規制対象者が次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと又は行ったことの対償として、当該規制対象者又は当該規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。
> 一　暴力的不法行為等

二　当該規制対象者が暴力団員である場合において、当該規制対象者の所属する暴力団の威力を示して行う法第９条各号に掲げる行為
三　暴力団員が当該暴力団員の所属する暴力団の威力を示して行う法第９条各号に掲げる行為を行っている現場に立ち会い、当該行為を助ける行為
２　規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者に当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。
３　事業者は、第１項に定めるもののほか、その行う事業に関し､暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、規制対象者又は規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない。
４　規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者に当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

（以下は努力義務）

(2) 契約の締結が暴力団等の活動を助長するものでないことを確認する義務

東京都暴力団排除条例第 18 条第１項

(3) 暴力団員、暴力団関係者等に該当するかどうかを確認する義務

東京都暴力団排除条例第 18 条第１項

(4) 契約が暴力団等の活動を助長するものであることが判明した際に、契約解除等の措置を講ずる義務

東京都暴力団排除条例第 18 条第 2 項

（事業者の契約時における措置）
第１８条　事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。
２　事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。
一　当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。
二　工事における事業に係る契約の相手方と下請負人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約（以下この条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。
三　前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること。

３　土地家屋調査士業務における利益供与とは

土地家屋調査士法第 3 条第 1 項各号に規定する業務（以下「土地家屋調査士業務」という。）を受託することが常に暴力団排除条例の規定する「利益供与」に当たるとされているわけではありません。

例えば、東京都暴力団排除条例では、「法令上の義務又は事情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益供与する場合その他正当な理由がある場合」には利益供与には当たらない（東京都暴力団排除条例第 24 条第 3 項）とされており、「警視庁ホームページ　東京都暴力団排除条例Ｑ＆Ａ」にはその具体例として以下のものが例示されています。

(1) 暴力団事務所に電気やガスを供給したり、医師が診療行為を行うなど法令に基づいて行われる行為

(2) 建築物等の維持保全など、適法な状態を保つために、暴力団事務所の工事を行う行為

(3) 弁護士が民事訴訟において暴力団員の代理人になる行為

土地家屋調査士法第 22 条は、土地家屋調査士業務（筆界特定手続についての代理等一部の業務を除く。）について依頼に応ずる義務を規定する一方で「正当な事由がある場合でなければ」とも規定しています。具体的な行為が利益供与違反になるかどうか判断に困った場合には、警察に相談してください（警視庁ホームページ　東京都暴力団排除条例Ｑ＆Ａ　Q13 参照）。

土地家屋調査士法

（依頼に応ずる義務）

第２２条　調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第３条第１項第４号及び第６号（第４号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない

４　具体的指針

例えば、東京都暴力団排除条例では、努力義務ではありますが、業務受託契約を締結する際に、「暴力団員、暴力団関係者等に該当するかどうかを確認」し、「契約が暴力団等の活動を助長するものであることが判明した際に、契約解除等の措置を講じる必要」があります。

暴力団員、暴力団関係者等に該当するかどうかを確認する方法としては、次のことが

考えられます。

(1) 警察への相談

警察の暴力団情報の提供については、警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課の平成 23 年 12 月 22 日「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(警察庁丙組企分発第 42 号、丙組暴発第 19 号)の通達（別添）があり、(都道府県)警察は、条例上の義務履行の支援という視点から、情報提供の必要性があり、適正な情報管理がなしうるという条件の下で、可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行うように求められています。

この通達は、「(都道府県)警察が、事業者から、暴力排除条例を遵守するため、契約の相手方が暴力団関係者等であるかを確認する必要があり、その確認のために暴力団情報の提供を求めた場合には、警察は情報提供をするように努めなければならない」という内容で、警察庁が(都道府県)警察の長等に通達されたものです。

(2) インターネット等の活用

インターネット、新聞、テレビ等を通じて、情報を収集する。

また、契約が暴力団等の活動を助長するものであることが判明した際の措置としては、次のことが考えられます。

(1) 契約する際に、相手方から、現在又は将来にわたって、「自分は暴力団員ではないこと」、「暴力団との関係がないこと」及び「暴力的な要求行為等を行わないこと」を表明させ、これに違背した場合や虚偽の申告をした場合には、無催告で解約に応じ、これによって生じた損害を自分の責任とすることを確約させる文書（表明確約書）を徴するようにして、暴力団でないことを確約するよう求める。

(2) さらに、この様な書面とあわせて、契約締結後に契約相手が暴力団員等であることが分かった場合には、その契約を解除することができるように、契約書に特約条項を設けておく。

現実には「表明確約書」を提出してもらうということは難しいと考えられますが、少なくとも契約解除の特約事項を設けておく必要はあります。

これらは必ず行わなければならないものではありませんが、自らのトラブル回避のためにもこのような予防措置を講じ、慎重に対処することが望ましいと考えます。

仮に、これらの暴力団排除活動を行ったことにより、暴力団から危害を受けるおそれがある場合には、例えば、東京都暴力団排除条例第 14 条には警察官による警戒活動を行うなどの保護措置を講ずることも規定されています。さらに、同条例第 21 条においては、暴力団排除活動を行う者に対して、つきまとい等のいやがらせ行為をすることが禁止されており、このような行為が行われた場合には、警察署長が迅速にその行為を中止するように命令し、これに違反した場合には、罰則を科すなど、徹底した取締りができるよ

うになっています。

暴力団から何らかの危害を加えられるおそれがある場合には、最寄の警察署に直接ご相談ください。なお、緊急の場合には躊躇することなく 110 番通報してください。

（保護措置）
第１４条　警視総監は、暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員から危害を受けるおそれがあると認められる者（以下「保護対象者」という。）に対し、警察官による警戒活動その他の保護対象者の安全で平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（妨害行為の禁止）
第２１条　何人も、次の各号のいずれかに該当する行為を、当該行為を行い、若しくは行おうとする者（当該行為に係る事務を行う者を含む。以下この条において「行為者」という。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該行為者と社会生活において密接な関係を有する者（以下「行為者等」という。）を威迫し、行為者等につきまとい、その他行為者等に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。
一　暴力団から離脱する意思を有する者又は離脱した者に対し、その離脱を援助するため、雇用機会を提供し、就労をあっせんし、又は住居若しくは資金の提供を行う行為
二　都民等が所有し、占有し、又は管理する施設のうち、不特定又は多数の者の利用に供するものであって、暴力団員による利用を制限しているものについて、暴力団員による利用を拒絶する行為
三　青少年が暴力団に加入すること又は青少年が暴力団員による犯罪の被害を受けることを防止するために指導、助言その他の必要な措置を行う行為
四　祭礼等行事について、暴力団又は暴力団員が当該行事の運営に関与すること又は当該行事に参加することを拒絶する行為
五　事業者が、その事業に係る契約において定められた第１８条第２項各号に掲げる内容の特約により、当該事業に係る契約を解除し、又は当該契約の相手方に対して必要な措置を講ずるよう求める行為
六　不動産の譲渡等をした者が、当該譲渡等に係る契約において定められた第１９条第２項第２号に掲げる内容の特約により、当該不動産の譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻す行為
七　不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者が、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることの情を知った場合において、当該不動産の譲渡等の代理又は媒介をすることを拒絶する行為
八　第２４条第１項又は第３項の規定により禁止されている利益供与を拒絶する行為
九　第２５条第２項の規定により禁止されている自己の名義を利用させることを拒絶する行為

原議保存期間10年
（平成34年3月31日まで）

警察庁丙組企分発第42号、丙組暴発第19号
平成23年12月22日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

各地方機関の長
各都道府県警察の長
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
殿

暴力団排除等のための部外への情報提供について

暴力団情報については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

近年、各都道府県警察において、暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行され、事業者が一定の場合に取引等の相手方が暴力団員・元暴力団員等に該当するかどうかを確認することが義務付けられるとともに、暴力団が資金獲得のために介入するおそれのある建設・証券等の業界を中心として、暴力団員に加え、元暴力団員等を各種取引から排除する仕組みが構築されている。一方、暴力団は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入して資金の獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化・不透明化させている。このような情勢を受けて、事業者からのこれらの者に関する情報提供についての要望が高まっており、条例においても事業者等に対し、必要な支援を行うことが都道府県の責務として規定されているところである。

以上のような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団情報の部外への提供については、下記のとおりとするので、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年９月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）は、廃止する。

記

第１　基本的な考え方

１　組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、個々の警察官が依頼を受けて個人的に対応するということがあってはならず、必ず、提供の是非について警察本部の暴力団対策主管課長又は警察署長の責任において組織的な判断を行うこと。

２　情報の正確性の確保

暴力団情報を提供するに当たっては、必要な補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保すること。

３　情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性について警察が立証する責任を負わなければ

ならないとの認識を持つこと。

4　情報提供の正当性についての十分な検討

暴力団員等の個人情報の提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護条例の規定に従って行うこと。特に、相手方が行政機関以外の者である場合には、法令の規定に基づく場合のほかは、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行うこと。

第２　積極的な情報提供の推進

１　暴力団犯罪の被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や、暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、特に積極的な情報提供を行うこと。

２　債権管理回収業に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律のように提供することができる情報の内容及びその手続が法令により定められている場合又は他の行政機関、地方公共団体その他の公共的機関との間で暴力団排除を目的として暴力団情報の提供に関する申合せ等が締結されている場合には、これによるものとする。暴力団排除を目的として組織された事業者団体その他これに準ずるものとの間で申合せ等が締結されている場合についても、同様とする。

なお、都道府県警察においてこの申合せ等を結ぶ場合には、事前に警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課及び暴力団対策課と協議するものとする。

３　条例上の義務履行の支援、暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点からは、以下の第３に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行うものとする。

第３　情報提供の基準等

１　情報提供の基準

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)、(2)及び(3)の観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供すること。

(1)　提供の必要性

ア　条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令の規定に基づく場合

事業者が、取引等の相手方が暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者等でないことを確認するなど条例上の義務を履行するために必要と認められる場合には、その義務の履行に必要な範囲で情報を提供するものとする。

その他法令の規定に基づく場合についても、当該法令の定める要件に従って提供するものとする。

イ　暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合

情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な情報を提供するものとする。

ウ　暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合

暴力団の組織としての会合等の開催、暴力団事務所の設置、加入の勧誘、名誉職への就任や栄典を受けること等による権威の獲得、政治・公務その他一定の公的領域への進出、資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合、その他暴力団排除活動を促進する必要性が高く暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合には、必要な情報を提供するものとする。

(2)　適正な情報管理

情報提供は、その相手方が、提供に係る情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合、提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書を提出している場合、その他情報を適正に管理することができると認められる場合に行うものとする。

(3)　提供する暴力団情報の範囲

ア　第３の１(1)アの場合

条例上の義務を履行するために必要な範囲で情報を提供するものとする。この場合において、まずは、情報提供の相手方に対し、契約の相手方等が条例に規定された規制対象者等の属性のいずれかに該当する旨の情報を提供すれば足りるかを検討すること。

イ　第３の１(1)イ及びウの場合

次の(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)の順に慎重な検討を行う。

(ｱ)　暴力団の活動の実態についての情報（個人情報以外の情報）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあるという情報、暴力団が特定の場所を事務所としているという情報、傘下組織に係る団体の名称等、個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの情報を提供すること。

(ｲ)　暴力団員等該当性情報の提供

上記(ｱ)によって公益を実現することができないかを検討した上で、次に、相談等に係る者の暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）への該当性に関する情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供することを検討する。

(ｳ)　上記(ｲ)以外の個人情報の提供

上記(ｲ)によって公益を実現することができないかを慎重に検討した上で、それでも公益実現のために必要であると認められる場合には、住所、生年月日、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。

なお、前科・前歴情報は、そのまま提供することなく、被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供すること。また、顔写真の交付は行わないこと。

2　提供する暴力団情報の内容に係る注意点

(1)　指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい規模の小さな暴力団については、これが暴力団、すなわち「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号）に該当することを明確に認定できる資料の存否につき確認すること。

(2)　暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い

ア　暴力団準構成員

暴力団準構成員については、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の態様及び程度について十分な検討を行い、現に暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断すること。

イ　元暴力団員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合や、現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合は格別、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供をしないこと。

ウ　共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団の利用実態等共生関係を示す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断すること。

エ　暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会、還暦祝い等の行事等に出席している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者が相手方を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要があり、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって漫然と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者である」といった情報提供をしないこと。

オ　総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が様々で

あることから、漫然と「総会屋である」などと情報を提供しないこと。

情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な検討を行い、現に活動が行われているか確認した上で情報を提供すること。

カ　暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることをもって漫然と「暴力団の支配下にある法人である」といった情報提供をするのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての十分な検討を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に情報を提供すること。

3　都道府県暴力追放運動推進センターに対する情報提供について

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）に対して相談があった場合も、警察において上記基準等に従って判断した上で必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが相談者に当該情報を告知することとする。

第４　情報提供の方式

1　第３の１（1）アによる情報提供を行うに当たっては、その相手方に対し、情報提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等が分かる身分確認資料及び取引関係を裏付ける資料等の提出を求めるとともに、提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書の提出を求めること。

2　情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、情報提供を文書により行ってよい。これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめること。

3　情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して、当該相談等の性質に応じた範囲内で行うものとする。ただし、情報提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報提供を受けるべき者本人に提供する場合と同視できる場合はこの限りでない。

第５　暴力団情報の提供に係る記録の整備

1　警察本部及び警察署の暴力団対策主管課においては、部外への暴力団情報の提供（警察部内の暴力団対策主管部門以外の部門から部外への暴力団情報の提供について協議を受けた場合を含む。）に関し、上記第３の基準による判断を行ったときは、情報提供の求めの概要、提供の是非についての判断の理由及び結果等について、確実に記録した上、決裁を受けて対応すること。

2　常に所属長又はこれに相当する上級幹部が実際に最終判断を下すものとする。ただし、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。

3　部外からの暴力団情報に係る照会及びそれに対する警察の回答状況については、情報の適正な管理に万全を期するため、各警察本部の暴力団対策主管課において定期的に把握すること。